

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大和郡山市の人口は、平成9（1997）年まで増加傾向にあったものの、9万6千人台をピークにその後は減少が続き、令和2（2020）年時点で8万3千人まで減少している。平成5（1993）年に転入数と転出数が逆転し、「社会増」から「社会減」に転じているが、2000年代前半までは出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況が続いていた。しかし、平成16（2004）年には出生数と死亡数が逆転し、「自然増」から「自然減」に転じ、人口減少が加速しつつある。

産業は、金魚養殖等の地場産業、日常生活に密着した商業、そして、近畿有数の規模を誇る昭和工業団地を中心とした工業などで構成されている。とりわけ、工業においては、平成19（2007）年時点で年間8300億円、県内シェア30%超を占めていた製造品出荷額が、リーマンショックの影響を受け、平成24（2012）年には平成19年時点の約50%まで減少している。その後、回復の兆しが見えつつあったところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2（2020）年には、再び、年間4100億円、県内シェア20%にまで減少している。

県内の他の地域に比べて製造業の事業所数・従業員数が多いことから、地域経済を支える業種として「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「生産用機械器具製造業」といった基盤業種を中心に更なる成長が必要であり、事業者からも設備投資への税制支援や金融支援制度が強く求められている。また、先端設備等の導入を促進することは、事業所の存続や雇用拡大に寄与するものであり、本市域経済の発展にも有効である。

(2) 目標

製造業、卸売業、小売業、サービス業等多様な産業の振興や中小企業者それぞれの積極経営を支援するため設備投資を促し、事業所環境の整備や生産規模の拡大を図り、安定した雇用と地域活力の創出を目指す。これを実現するため、計画期間中に10件程度の計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業、卸売業、小売業、サービス業等多種多様な中小企業者が行う革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善や販路開拓等を全面的に支援するため、

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、単に敷地に設置する太陽光発電設備や無人販売設備など常駐する雇用者を要しない設備であって、同一の敷地内に工場や事務所がない場合は、安定した雇用と地域活力の創出には直接的につながらず、本計画の目標にそぐわないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

国と市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押しする趣旨に鑑み、対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業の生産性の向上を強力に後押しする趣旨に鑑み、労働生産性年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く多種多様な業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ② 設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に不利にならないものとする。
- ③ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。
- ④ 市税を滞納している中小企業者については対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。